

ボランティア活動保険の加入手続きをしましょう

ボランティア活動保険はボランティア活動中の事故に対する保険です。ボランティア活動中に負った怪我や、器物の破損、他者に怪我をさせた等の場合に補償されます。

加入プランにより補償内容が異なるので、プランを選択してお申し込みください。

災害ボランティア活動へ参加の場合は、新型コロナウイルス感染症などへの備えとして、特定感染症重点プランへの加入がお勧めです。

加入プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン※新設
年間保険料	350円	500円	550円
死亡保険金	1,040万円		
後遺障害保険金	1,040万円（限度額）		
入院保険金日額	6,500円		
手術保険金（入院手術）	65,000円		
手術保険金（外来手術）	32,500円		
通院保険金日額	4,000円		
特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外		初日から補償
地震・噴火・津波による死傷	×	○	○
対人・対物賠償責任保険金	5億円（限度額）		



補償期間：令和4年4月 1日 午前 0時から
令和5年3月31日 午後12時まで
お問合せ：三島町社会福祉協議会（電話）52-3344

シニア世代やそのご家族の心配ごと、悩み事の相談をお受けします

高齢者総合相談センター

◆一般相談(センター相談員)◆

開設日：月曜日～木曜日
午前9時～午後5時

相談方法：電話または面接
年末年始・祝日は除く



◆法律相談(弁護士)◆

開設時間：午後1時30分～午後3時30分
1人（または1組）30分以内

相談方法：電話または面接 ※要予約

【遺産相続】 【遺言】 【離婚】 【借金整理】
【損害賠償】 【財産管理】 【成年後見制度】
などの法律に関する相談に弁護士が対応いたします。

相談予約は 024-524-2225

福島県社会福祉協議会（いきいき長寿室内）福島県高齢者総合相談センター
〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター2階